

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 37(オ)806	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	家屋明渡請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 39 年 10 月 23 日	原審裁判年月日	昭和 37 年 3 月 30 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 18 卷 8 号 1773 頁		

判示事項	受領の催告をしなくても弁済のための現実の提供があるとされた事例。
裁判要旨	債務者が賃料を持参して債権者の代理人である弁護士の事務所に赴いたが、当該弁護士が不在のため、現金の呈示ができない場合には、特段の事情のないかぎり、右弁護士の事務員に対しその受領の催告をしなくても、弁済のための現実の提供があつたものと解すべきである。

全 文	
主 文	
本件上告を棄却する。	
上告費用は上告人の負担とする。	
理 由	
上告代理人坂井宗十郎の上告理由について。	
原判決が、被上告人が昭和三一年一二月一〇日（原判決に一一日とあるは誤記と認める。）坂井弁護士事務所に七八七五円を持参したことによつて、上告人代理人坂井弁護士に対する債務の本旨にしたがつた弁済の提供がなされたものである旨判示したことは、その挙示する証拠関係およびその認定判示する事実関係から、これを正当として肯認し得るところであり（大審院明治三八年（オ）第七二号同年三月一一日判決民録一一輯三四九頁、同大正七年（オ）第二一九号同年六月八日判決民録二四輯一一六六頁、同大正一〇年（オ）第一五九号同年三月二三日判決民録二七輯六四一頁参照）、また原判決は、原判示のような特段の事由のある場合には、受領の催告をしなくてもよい旨判示しているのであるから、原判決に所論の違法は存せず、所論引用の判例は、本件に適切でなく、論旨は、ひつきよう、原審の適法にした証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、または独自の见解に立つて原判決を非難するに帰し、採るを得ない。	
よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。	
（裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 山田作之助 裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外）	

※参考：判例タイムズ 170 号 118 頁、判例時報 395 号 25 頁